



長野県報

7月9日(木)
平成27年
(2015年)
第2689号

目次

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課） 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課） 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課） 2

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課） 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課） 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課） 3

長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会） 4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課） 4

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課） 4

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課） 4

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課） 5

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課） 6

警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課） 7

特定調達契約に係る一般競争入札（人材育成課） 8



長野県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年 7月 9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
市町てんじん薬局	小諸市市町5-3-5	平成27年7月1日
ひろおか薬局	佐久市三塚191-37	平成27年7月1日
クスリのアオキ墨坂薬局	須坂市墨坂4-3-28	平成27年7月1日
クスリのアオキ大屋薬局	上田市大屋234-8	平成27年7月1日
ウエルシア薬局佐久中込店	佐久市中込447-5	平成27年7月1日
ハートフル訪問看護ステーション広丘	塩尻市広丘野村1656-1	平成27年7月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年7月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
訪問看護ステーションリカバリー 東御市新張1265-308	訪問看護ステーションリカバリー 東御市田中221-3	平成26年6月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第340号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年7月9日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
アロー須坂薬局	須坂市立町1345-10	平成27年4月30日
あいこう堂薬局	千曲市大字戸倉2153-1	平成27年7月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第341号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年7月9日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 基準該当サービス）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人学思会	ショートスティひだまりの丘	東御市県165番地1	平成27年7月1日

介護支援課

長野県佐久建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

長野県佐久建設事務所長 宮原 宣明

- 道路の種類 県道
- 路線名 借宿小諸線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
北佐久郡軽井沢町大字追分字北牛越745番の1地先から北佐久郡軽井沢町大字追分字雨池730番の8地先まで	旧	5.0~13.5	0.2713
同 上	新	5.0~19.0	0.2713
		11.0~57.5	0.2647

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

長野県諏訪建設事務所長 田代幸雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 乙事富士見線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡富士見町12641番の1地先から 諏訪郡富士見町12477番の1地先まで	旧	12.0~19.2 m	0.2270 km
同 上	新	12.6~20.0	0.2270

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜安司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯島飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡飯島町七久保484番の1地先から 上伊那郡飯島町七久保454番の1地先まで	旧	11.0~14.0 m	0.0513 km
同 上	新	10.5~14.0	0.0513

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 路線名 借宿小諸線
- 2 供用を開始する区間
北佐久郡軽井沢町大字追分字北牛越745番の1地先から
北佐久郡軽井沢町大字追分字雨池730番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年7月9日

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年7月9日

長野県木曾建設事務所長 塩入信一

- 1 路線名 奈川木祖線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡木祖村大字小木曾5441番の8地先から
木曾郡木祖村大字小木曾5441番の119地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年7月9日

道路管理課

選告示第33号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成27年7月9日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中

「長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院

「長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医

療センターあづみ病院

北安曇郡池田町大字池田3207-1」を

北安曇郡池田町大字池田3207番地1

」に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月9日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成27年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パウル会

3 代表者の氏名

唐沢 彦三

4 主たる事務所の所在地

上高井郡小布施町大字小布施851番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、ミスパウル（新生病院第二代看護師長）を象徴とするカナダミッション（カナダ聖公会の宣教師団）の志に習い、高齢者及びその他助けを必要としている人々に対して、介護・福祉・医療の連携したサービスに関する事業を行うことにより、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月9日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成27年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やまびこ会

3 代表者の氏名

井上 雅司

4 主たる事務所の所在地

茅野市宮川4414番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の地域生活と就労を進め自立生活の確保に向けた支援を行うため、精神障害者への福祉サービス事業を行うと共に、その家族に対し交流や相談・助言などの援助を行い、精神障害者の福祉の向上と社会参加の促進を進める。

また、地域住民に対し精神保健福祉に関する啓発や地域福祉の向上に関する活動を行ない、精神障害者をはじめとするすべての障害者が安心して暮らせる地域社会の構築と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

県営中下原平林地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月9日

長野県知事 阿 部 守 一

1 縦覧に供する書類

県営中下原平林地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間